

議員三上秀昭氏の議員辞職勧告に関する決議

議員三上秀昭氏の辞職勧告に関する決議

高砂市議会は、議員三上秀昭氏の議員辞職を勧告する。
上記決議する。

2009年（平成21年）3月31日

高砂市議会

理由

先般、2月11日付けの各紙、新聞紙上に唐突に神戸製鋼所が当該議員である三上秀昭議員を含む5名の議員の後援会に政治資金規正法が禁じている寄附をしていたと発表した。

これを受け、議員政治倫理特別委員会を設置した。

審査の結果、議員三上秀昭氏は、特別委員会の報告理由のとおり、高砂市議会議員政治倫理条例、政治倫理基準等の第3条第1項第1号及び第2項に違反していると判断した。

高砂市議会議員政治倫理条例は、議員に対し、疑惑を招く行為ですら禁じており、その条例の精神を大きく逸脱していると言わざるを得ない。

よって、高砂市議会は、議会の名誉を守り、議会の刷新浄化への責任に基づき議員三上秀昭氏に対し、議員辞職を勧告するものである。